小田原市立片浦小学校

いじめ防止基本方針

令和８年度

小田原市立片浦小学校いじめ防止基本方針

1　いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍している学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法　第二条より）

2　いじめ防止等に関する基本的な考え方

（1）いじめ対策の基本理念

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、社会全体で取り組むべき、大人たち全員の課題である。片浦地区６つの心がけには「大丈夫」「一緒にやろう」と思いやりの心、助け合いの心が謳われている。これらの視点を持って未来を担う子どもたちが見守られ、健やかに成長できるように、いじめの根絶について地域や家庭、関係機関と一丸となって取り組んでいく。

（2）いじめ防止等に関する基本的な考え方

○いじめはどの子にも起こりうる、どの子も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、子どもの尊厳が守られ、子どもをいじめに向かわせないために、すべての教職員がいじめの防止に取り組む。

○どの子もいじめを行わず、また、いじめを知りながら放置しないようにするために、いじめの心身に及ぼす影響、人権の侵害など、いじめの問題について子どもの理解が深まるように取り組む。

○いじめは学校の内外を問わず、様々な場所で起こりうるものであることを踏まえ、学校、家庭、地域、その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服をめざす。

○すべての子どもが自他を認め、思いやりの気持ちを持った姿をめざし、その実現に向け学校教育の様々な場面で努力していく。

○いじめを防止するために、児童に対して「いのち」はかけがえのない大切なものであることを伝え、自分の「いのち」はもちろん他人の「いのち」も大切にする心をはぐくむ教育活動の充実に取り組む。

３　いじめ防止等に関する内容

（１）いじめの未然防止のための取り組み

○いじめの特質等について、校内研修や職員会議を活用し、平素から教職員の共通理解を図っていく。集会や学級活動などでいじめ問題についてふれ、「いじめは絶対だめ」という雰囲気を学校全体に醸成していく。

○子どもを一人の人間として尊重し、子どもの気持ちが理解できるよう教育相談の考え方や態度を身につけ、日ごろから子どもの心に寄り添う指導を心がける。

○学校の教育活動全体を通した道徳教育や人権教育の充実、様々なふれあい活動の推進により、子どもたちが好ましい人間関係を築けるように、コミュニケーション能力等社会性を育むとともに、他者を共感的に理解できる心の豊かさを培い、自他の存在を認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

○少人数を生かし、一人ひとりを大切にしたわかりやすい授業を心がけるとともに、学校教育の中でどの子にも活躍の場面をつくり、自己有用感を高めていく。

（２）いじめの早期発見のための取り組み

○ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知するよう努める。

○子どもや保護者がいじめに関して相談できるよう信頼関係を築くとともに、長期休業前に教育相談週間を設け、実態の把握に努める。

○年３回学校生活についてのアンケート調査を実施し、子どもの客観的な状況と、いじめの把握に努める。

○毎週の打ち合わせ後に児童の様子について情報交換をする時間をもち、児童の様子で気にかかることを共有していけるようにする。また、それに対する対応をブロック等で話し合い、考えていくようにする。

（３）いじめの早期解決のための取り組み

○遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見したら、その場でその行為をやめさせる。

○子どもや保護者から「いじめではないか」という相談や訴えがあったときは、真摯に傾聴し、いじめられた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保しつつ、一人で

抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」にて直ちに情報を提供・共有し速やかに対応する。

○関係者から事情を聞き取りいじめの事実の有無を確認し、結果を被害・加害両方の保護者に連絡するとともに、教育委員会等へ報告の必要があるときは校長の責任で行う。

○他校の子どもが関係したいじめの場合、相手方の学校と学校設置者である教育委員会の間で情報を共有して対処する。

○いじめられた子どもや保護者に対して安全を確保するとともに、その子にとって信頼できる人と連携するなどして、いじめられた子どもに寄り添う体制をつくる。いじめられた子が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた子どもを離して指導し、落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。

○いじめた子どもに対しては、いじめは決して許されない行為であることを、適切かつ毅然とした態度で指導するとともに、いじめに至った背景を把握し、その子と保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活に戻れるよう助言や支援を行う。また、必要に応じて関係機関と連携し、家庭への支援を行う。

○いじめを見ていた子ども対して、自分の問題としてとらえさせ、傍観、無視、積極的加担など態度に応じて適切な指導をする。

○いじめの解決はいじめられた子への謝罪のみで終わるものではなく、当事者をはじめとし周りの全ての子どもとの関係の修復を経て、好ましい集団生活を取り戻し、新たな活動に踏み出すことと考え解決にあたる。

（４）インターネット上のいじめへの対応

○インターネットによるいじめ問題について子どもや保護者に啓発活動をするとともに、発達の段階に応じて情報モラル教育に取り組む。また、保護者と連携し携帯電話やスマートフォン利用に関するルール作りに取り組む。

○ネット上の不適切な書き込み等については、関係機関に直ちに削除することを依頼するなど必要な措置をとる。

○いじめ調査の項目に、いわゆるネットいじめについての項目を入れ、早期発見に努める。

（５）その他

〇家庭との連携について

・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での子どもの様子を見つめるために気をつけるポイントを紹介するなど、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発活動に努めるとともに、子どもがいじめを受けていると疑われるときに、スムーズに保護者が学校に相談できるよう、懇談会や面談の機会に案内する。

・学校や家庭での子どもの様子について情報を共有できるよう、連絡ノートや電話相談、面談等を通して保護者と密に連絡を取り、いじめの未然防止・早期発見に努める。

・子ども同士のトラブル解決について保護者が過剰にかかわることで、かえって子ども自らが社会性を学ぶ機会を失うことにつながる可能性もある。保護者の思いに添いながらも、子どもの望ましい成長をうながすことを第一に考えることで、保護者との信頼を築けるよう学校組織として対応する。

〇関係機関との連携について

・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときや、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、警察と連携して取り組む。

・いじめを受けた子ども、いじめを行った子どもの立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関や地域の青少年育成団体等の協力を得るための連携を図る。

〇地域との連携について

・学校運営協議会や民生児童委員協議会での情報交換など、学校の抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

・地域で子どもを見守る人の輪を広げるため、体験活動や行事等を通して近隣の学校や園、自治会、子ども会、施設や事業所等、地域の人々とふれあう機会を増やす。

４　いじめ防止等のための組織の設置及び具体的な取り組み

（１）組織の設置

いじめ防止等の対応をするために、「いじめ防止対策委員会」を置く。

（２）組織の構成員

構成員は、校長・教頭・教育相談コーディネーター・児童指導担当・養護教諭・当該児童担任教員とし、必要に応じてスクールカウンセラーを外部専門家として構成員に加える。

（３）組織の役割

いじめと疑われる事案が発生した場合、早期解決に向けた調査や具体的な対応をするとともに、いじめの未然防止、早期発見につながる取り組みを企画・実行しその成果と課題を検証し、更なる取り組みに生かすことで、いじめ根絶をめざすこととする。

（４）年間計画

７月と１２月に定例会を開く。緊急の場合は構成員全員がそろわなくても「いじめ防止対策委員会」を行うものとする。また「児童に関する会議」として、子どもの教育支援や指導についての情報交換を定期的に行い、その場をいじめ等の情報交換でも活用する。

５　重大事態への対処

（１）重大事態

いじめられた子どもの生命にかかわる場合や、いじめが原因で長期の欠席が続いている場合などを重大事態ととらえる。

（２）重大事態発生の調査・報告

重大事態が発生したときは、直ちに小田原市教育委員会に報告し、「いじめ防止対策委員会」の構成員のほか、小田原市教育委員会と調整した、学識経験者などの第三者を加えた「いじめ緊急調査委員会」を設置し調査に当たり、調査結果を速やかに報告する。

（３）児童生徒、保護者への情報提供

いじめられた子どもや保護者に対して、プライバシーに配慮しながら、必要な情報を小田原市教育委員会とともに判断し、的確かつ迅速に提供する。

６　その他

（１）いじめ防止基本方針の点検と見直し等

このいじめ防止基本方針は学校評価により点検し、校長が必要と判断したときは見直しを行うものとする。